

ワイン用ぶどう産地形成事業

事業の概要	補助要件	対象経費	補助率等
<p>農業者のワイン用ぶどうの栽培を促進し、ワイン用ぶどうの産地化と安定生産を図る事業</p>	<p><u>次に掲げる要件を全て満たす事業</u></p> <p><u>(1) 市内に住所を有する農業者であること。</u></p> <p><u>(2) 受益面積2アール以上の市内のは場であること。</u></p> <p><u>(3) ワイン原料としてワイナリーへ持ち込まれる品種であること。</u></p> <p><u>(4) 国若しくは県の支援又は市から別の補助金を受けていないこと。</u></p>	<p><u>(1) 苗木の購入にかかる経費</u></p> <p><u>(2) 支柱等施設の購入及び設置に係る経費</u></p>	<p>(1) 中山間地域（浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信田、更府、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の15地区）の場合 事業費の10分の5以内（竜眼の苗木購入は10分の7以内）。ただし、150万円を限度とする。</p> <p>(2) 中山間地域以外の場合 事業費の10分の5以内（竜眼の苗木購入は10</p>

			分の7以 内)。た だし、50 万円を限 度とす る。
--	--	--	--